

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年9月26日

時 間：午前10時00分

郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午前10時

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
都市整備課長	郡山泰明
産業振興課長兼農業委員会長 事務局長	三瓶保重

参事官 健康福祉課長	渡辺清治
参事官 生活環境課長	緑川富男
税務課長	阿久津守雄
教育総務課長	猪狩隆
生涯学習課長	高野善男
総務課主幹兼 課長補佐	菅野利行
企画課長補佐	深谷高俊
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡辺弘道
企画係長	小林元一

職務のための出席者

事務局長	角政實
事務局庶務係長	原田徳仁
事務局主事	猪狩知佳

付議案件

1. 平成24年第7回富岡町議会臨時会提出議案の説明について
 - (1) 富岡町災害復興計画（第一次）について
 - (2) 福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言について
 - (3) 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
2. その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は14名、欠席議員はなしであります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。

職務のための出席者は議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は非公開で進めて、報道関係者の皆さんには頭撮りのみを許可したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、非公開とすることに決しました。

暫時休議をいたします。

休 議 (午前10時01分)

再 開 (午前10時01分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ここで、町長より挨拶を兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、朝早くからお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、9月定例会でご審議いただいた災害復興計画につきまして、その後検討を重ね、修正を加えた富岡町災害復興計画（第一次）の制定についての制定案件1件並びに復興計画に関連し、町としては少なくとも今後5年間は全住民の帰還は困難かつ不可能なことから、この状況を広く内外に周知し、認識いただくためにも、帰還できないことを宣言するために福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言についての宣言案件1件の計2件についてご説明申し上げるものであります。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入りますが、報道関係者の皆さんにはご退席をお願いします。
暫時休議をいたします。

休 議 （午前10時02分）

再 開 （午前10時03分）

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

付議事件1、平成24年第7回富岡町議会臨時会提出議案の説明についての件を議題といたします。

まず、（1）、富岡町災害復興計画（第一次）についての件を議題といたします。

企画課長より説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） それでは、おはようございます。それでは、（1）、富岡町災害復興計画（第一次）についてご説明申し上げます。

まず、第一次案については、9月定例会において貴重な意見を賜りありがとうございます。定例会後、いろいろと検討させていただきました結果を本日ご説明し、臨時議会に議案として再上程いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、内容について説明させていただきます。資料、富岡町災害復興計画（第一次）（案）の1ページをごらんいただきたいと思いますが、今回の修正につきましては1—2の帰還時期の修正でありますので、別紙として配付しております赤黒対照の修正案をごらんいただきたいと思います。1—2の帰還時期、つまり避難指示解除見込み時期についてでございますが、帰還開始できる時期を「29年度」から「29年度以降」としております。

また、最後に、帰還時期を放射線量はもちろんのこと、インフラ復旧や安心できる生活環境整備等の状況を総合的に判断した上で決定することを追加いたしました。これは、定例議会後において議論になりました1ミリシーベルト以下を目指すという文面について町として検討させていただきましたが、今後帰還時期について

放射線量だけを考えたときに、被曝線量を年間1ミリシーベルト以下にならないと帰還しない、また1ミリシーベルト以上でも帰還したいなど多くの意見があること、またアンケート調査においても分かれております。今回の復興計画では、どちらを選択するような計画ではなく、町民にとって最良の選択ができるよう町民に向けた計画といたしております。

なお、町民の帰還を考えたときには、町として放射線量はもちろんのこと、除染経過、インフラ復旧、生活環境整備など安心して生活ができるよう検証していかなければなりませんので、総合的に判断し、帰還時期を決定することとしていることから、29年度以降といたしました。

現在国での帰還する線量の基準が曖昧であり、追加被曝線量を限定することで町民に対し、説明はしがたく、線量の低減からいっても何年先にわかるかわからない状況を復興計画に記載することは困難であると思っております。今後国から帰還する上で基準が出てきた場合には、再度皆様と協議しながら決定したいと思っております。現在の避難基準である20ミリシーベルト以下になれば避難指示解除とは思つておりませんので、ご理解願いたいと思います。

なお、帰還時期は発災から6年後以降としており、また国に対し、全町一律賠償を求めておりますので、これから約4年半を早急に復旧、復興に向けた取り組みとして復興計画を策定しなければなりません。今後復興計画の実現に向けて分野ごとの実施計画を策定するとともに、国、県との調整及び復興交付金等の申請を行うこととなります。

また、富岡町として重要事項を決定した場合には、第二次復興計画を策定する考えでございますので、議員皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 修正案を見させていただいて、まだ「目指す」という言葉が残っているのですが、この「目指す」という言葉で議案を私は反対させてもらつ

た立場の人間なのですけれども、修正の中にいろいろ文言を入れてもらったこと、それですっきりしたかというと、すっきりしない部分もあります。しかし、余りごたごたしていることによって、迷惑するのは住民だということがすごく私もひつかっています。やはり今企画課長が言ったように、帰りたくてしようがない人もいると、それは私もうちの親もそういう立場の人間ですから、わかります。

ただ、これは町当局にもわかってもらいたいのですけれども、国が出している基本方針最終案はあくまでも1ミリシーベルトを目指すというのは長期目標という言葉が前にあるのです。長期目標という言葉があるということは、この前の細野大臣とか内閣府の担当者の説明のように、20でも大丈夫だよという、ああいうふうな誘導的な発言もあるので、私はここは町長はこの前の9月定例議会では全然私はぶれていないよ、1ミリだよと力強く言っていただいたので、あの言葉を信じて私はこの修正案をのもうかなと思うのですけれども、あとここでちょっと1つお願いしたいのは、この前の日曜日、E T V特集でウクライナ政府の報告書というのが出て、やはり切尔ノブイリから100キロで年間5ミリ以下、そこで25年たっても甲状腺がん以外の心臓とか血液に関する病気とか、いろんな病気が通常の3倍から5倍の発生率があると。だから、決してこの放射線は低くなつたから安心ではないよと、年間1ミリでも3ミリでも5ミリでも20年もたてば100ミリになつてしまうと、結局1年単位で終わつてしまふものではなくて、本当に長い意味でつき合つていかなければならぬものなので、ここは私はこの修正案をのみますけれども、町長にぜひ答えてほしいのは5年、5年は帰らないと。帰還しない、帰還するときには改めて議会に諮つていただきたい、どうだろうと。町長が単独で判断しないで議会の意見も聞くと、そういうことを約束していただければ、私はこの案をのみたいと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 安藤議員にいろいろとご意見いただきまして、大変敬意を表したいと思います。

なお、当然5ミリシーベルトとかいろいろ出ましたが、今後5年間の中で除染の進捗状況あるいはモニタリングの改善状況、その他インフラももちろん含めて、生

活環境も含めて、そういう時期をいろいろと検証しながら、当然議会に相談して、そして町民にもそのようなことでご理解いただくように発信していきたいと、こう思っています。少なくとも今まで重要なものにつきましては、議会のほうにもご相談をしながら今まで来たつもりでございます。このような放射線量の取り扱いについては、まさに今ご指摘のように、ウクライナの5ミリシーベルトであったとしても、いわゆる内部被曝等々あるいはもういろいろな事象があるわけですから、しっかりと、これについては町は町としての独自の分析検証をしながら、そしてまた国に対してもモニタリングについての健康の安全基準というものは今もって示されていないですから、今まで随分強くこれらについては要請してきましたが、とにかくこれが町民あるいは全体的な住民が理解でき、安心、安全という意識が定着するまでは、しっかりと国にはこれ求めていくつもりでございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今安藤議員が言ったように、以下を目指すということが大きな争点になったと思うのです。そういう中で私提言したのは、以下を目指すのであれば、3.11以前の0.04から0.05ですか、その数字を目指すべきだろうという提言を随分させてもらったと思うのですが、あれほど議会でもんで否決になった議案、1以下を目指すという文言がまだ入っているのです。今の課長の答弁だと、県の指導で訴訟をやつたら負けると、以下にすれば負けると、当然そういう状況は生まれるのかなと思います。以下を目指せとは私一回も言っていませんでした。を目指すのであれば、3.11前の0.05何がしを目指せばいいだろうと。

実際町長は私の質問に対して、1ミリ以下にならないと帰町宣言はしないということを言いましたが、私も1ミリ以下の帰町宣言なんていうのはもうあり得ないと思っているのです。富岡町は、もう戻れないという宣言になってしましますので、当然5ミリとか7ミリで帰町宣言はすべきだろうと、帰りたい人もいるのだと、それも町長の言っていることは間違いないと思います、国が20ミリと言っている以上は。だから、その辺で以下を目指すというところが一番議論の争点になったのに、また入れてくる。これ町民のためにつくっているのですが、町民のためにならない

でしょう、目指すでは。全く町民のためにならないですよ、目指すでは。私はそう思うのです。それだったら、逃げ道として3.11以前の数値を目指すのであれば、私は納得できます。何でこれ議論で廃案になったやつそっくり入れてくるのですか、これ。おかしいでしょう。それが議会制民主主義なのですか。前後の文言は多少変えてはありますよ。だけれども、肝心なのはここで反対多数になったのかなと私は理解しているのです。今、今後想定されることを議会にいろいろ相談してやると町長の言葉もきましたが、何でこれこの争点で廃案になった文言がそっくり出てくるのですか。それが町民のためになるのですか。お聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 議員の9月定例議会の中でもいろいろと3.11以前のという形は聞かせていただきました。中でもいろいろと検討はさせていただきましたが、現在の段階では3.11以前を目指すというところが一番いいとは思うのですけれども、上位計画であれば国、県も含めて町としてもやっぱり1ミリ、安全と言われているかどうかわかりませんけれども、その1ミリ以下を目指すという形のもとの文章としかなかなか変えることができないというところで、今回も同じ形で出させていただきました。これは、あくまでも3.11以前という形は将来的には思っています、基本的には。ただ、それを入れることによって、また長期的なものも出てきますので、やはり現在の段階では1ミリ以下を目指すという形の上でぜひお願ひしたいということでございます。議員さんの言う3.11以前というのは、私たちもそこは目指すところでございます。ですから、今後いろいろまた2次、3次という形で出てきますので、それはその段階で再度協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 地域としては、50年、100年、200年、300年、当然3.11以前の数値を目指してもらわなくては困るわけです。それが10年で達成できるか100年で達成できるかの話ですけれども、一番最初の復興計画ですから、そういうものきちんと踏まえてつくっておくのが私は復興計画だと思うのです。国が、県が、わかります、それは。訴訟を起こされたときに1ミリ以下にしてしまうと、訴訟を起こ

されたら負けると。国は20ミリと言っていますから、それはわかるのです。だけれども、富岡町の復興計画ですから、訴訟を起こされたら困るトスレバ、3.11以前の0.5を目指したって何も訴訟なんか起こされないでしよう。10年の中で0.05を目指すと言っているわけではないですから、それが100年かかったって200年かかったってしようがないと思うのです。

それで、一番大切なことは、何ミリで帰町宣言するかだと思うのです。例えば帰町宣言しないで、俺5ミリだから帰ると言って、それを黙認するということはもうそれは帰町宣言になるのです。だと、私は理解しているのです。だから、その辺が一番だと思うのです。5ミリとか7ミリで帰町宣言すれば、当然帰りたい人は帰る。帰る人のために行政はバックアップすると、そういう進み方で私はいいと思うのです。そもそも1ミリなんていう何の、どこから持ってきた根拠なのですか、これ。こんな根拠なんか日本の法律ではないです。放射能の研究者とかいろいろそういう数字を言っている人もいますけれども、法律ではないですから。そういうことから考えたら、やっぱり議会であれだけもんでも否決になった文言は外すべきでしょう、目指すというのは曖昧だということであれだけ言ったわけですから。私はそう考えるのですが、どうなのでしょう。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 議員さんのおっしゃることはよくわかります。1ミリはどこから持ってきたという形なのですが、先ほども言っているように、国の特措法の基本方針にも一応1ミリを目指す。県のほうの復興計画にも1ミリを目指すという形があります。ただし、議員さん言うように、国、県は関係なく、町の復興計画だろうということであれば、そのとおりなのでございますが、あくまでも1ミリということについては、国は長期的にとは言っていますけれども、町とすれば本当に5年のところを帰還するところを目指しておりますので、確かに3.11以前という形はわかるのですが、あくまでもそこは同じ形として国のほうに発信していく上で、そこはぜひ1ミリ以下を目指すという形で、今回についてはお願いしたいと思います。確かに3.11というのは、もうわかりやすいかもわかりませんが、町民にとっては今思っていることはやっぱり1ミリ以下というところがかなり皆さん周知し

ているところでございますので、そこでぜひお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私は1ミリでも3ミリでも構わないのですけれども、この根拠がはっきりしないと、国が、県がという言葉出てきたのでは困ります。町独自の、別に0.05ミリを目指すと入れても何ら私は支障がないと思うのです。だって、国にそれだけ責任を持って3.11以前に戻してくださいということを言うだけの話でしょう。そんなの当然のことでしょう。1ミリ以内を目指して1ミリ以内になればあといいですよと、そんな考え、私は間違っていると思うのですが、今から何回もつくりかえていく、見直していく中で、当然そういうことは入れていくとは思いますが、やっぱりインパクトを最初から強くするのも一つの方法だと思います。それで、国、県がだめだとは多分言わないので、私はぜひそうしていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 渡辺議員の言わんとすることはわかっています。わかっていますが、3.11以前のこれはもちろん最終目標ですから、0.04から0.07の間の数値。ただ、国とか県とかといっていろいろ問題提起されていますが、今回法律の中にも1ミリシーベルト以下を目指してというのは福島復興再生特別措置法の基本方針の法律に明記されております。

それから、県の災害の復興計画の中にももちろん入っていますが、今回9月の初めに国から出された、いわゆる双葉地方のグランドデザイン、その中にも2項目、やはり同じ文言入っています。そういう形で目指しながら、限りなくそこに近づけていくという、それによってインフラにてももうもうの生活環境整備全てがそこできちっと構築しながら雇用の創出とか、あるいはいろいろな産業の集積とか、そういうもののグランドデザインが今回提出されました。そういうことも含めてひとつご理解いただきたいと思いますと同時に、あくまでも最終的には3.11以前の数値を目標ということについては、この計画書はいわゆる基本計画的な計画書です。その次、第二次は基本構想、これ次基本計画、第三次は実施計画と、こうなるわけです。その中で、具体的にまたそういう問題については、何か一つの数値の表現とい

うものができるいかどうか、これはちょっと研究させてください。今回は、基本構想という一つの町の今後の復興計画の骨太の計画ですから、ひとつその中で、まずこれについては何とかご理解いただきたいなと、こういうふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 暫時休議をいたします。

休 議 （午前10時25分）

再 開 （午前11時08分）

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

富岡町災害復興計画（第一次）について、企画課長より修正の部分について発表していただきます。

企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） いろいろご意見ありがとうございました。

それで、いろいろと協議といいますか、した結果、修正案1—2のところの3行目、「これは」からになります。「これは、今後本格化する除染、道路、下水道等のインフラ復旧に加え、医療、福祉、商業施設の整備、更には雇用の確保等、生活重建を図る上でも平成24年度から最短5年間を要すると判断したためです」という形で、3行目の「において、追加被ばく線量年間1mSv以下を目指すとともに」を削除という形で修正させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 質疑なしと認めます。

それでは、富岡町災害復興計画（第一次）についての件を終了いたします。

次に、（2）、福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言についての件を議題といたします。

総務課長より説明を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言について説明をさせていただきます。

これは町の意思として、より強固なものにするため、国に対し、宣言として、この宣言文を作成するものでございます。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言。

福島第一原子力発電所の事故の発生から1年6ヶ月が経過したが、発電所は未だ収束の途上であり、原子力災害は、富岡町民はもとより、福島県内全域に甚大な損害を生じさせている。

町民は今も、元の生活に戻れる時期は見通せず、毎日不安な生活を送るなど、極めて厳しい状況に置かれている。

国は、町の警戒区域を解除し、避難指示区域を見直して三区域に再編のうえ、今後の除染計画やインフラ復旧計画などを明示するとしているが、町民の安全・安心を考えたとき、町は以下について大変な危惧の念を抱いており、これらの対応策が確保されていない現状においては、早期の帰還は困難であると判断する。

1、除染の効果について。町内の大部分が高い線量下にあり、除染については、有効な工法の確立と効果の確保が不十分であり、農地や山林においては計画さえ明らかでないこと。

2、インフラ等の復旧について。町内インフラ等の被害が甚大であり、その調査、計画、復旧整備が長期に渡ること。

3、ここに雇用の関係のこと、字句を入れたいと思いますので、よろしくお願いたいと思います。3。農業の再開等、ここに「等」を入れて、及び生活環境の整備について。「基幹産業である農業の再開が見通せないこと」や、「や」ではなくて、ここからちょっと訂正をお願いしたいと思います。「見通せないことをはじめ、産業の創出や雇用の確保が困難であり」、あとはライフラインのほうから入りたいと思います。「ライフゲインの復旧に加え、生活に必要な医療機関、文教、福祉施設及び商店などの生活環境が整わないこと。

4、健康に対する不安について。国が帰還の目安とする年間積算線量20mSvの

基準にあっては住民の健康不安は払拭できず、また低線量被ばくの影響についても科学的かつわかりやすい知見が明らかにされていないことから」、ここに加入をお願いいたしたいと思います。「されていないことから、町では3.11以前の線量に戻すことを目標とする」。

次ページに移ります。5、発電所の安全性について。福島第一原子力発電所の事故の状況は、各プラントにおいて冷温停止状態が確保されていると言うものの、現在もトラブルが続く中いまだ破損個所の特定さえ行えず、また、今後長期間に渡る使用済み燃料デブリの取出しなど廃炉に向けた行程、工事等の安全性についても未知数であり、かつ不十分であること。

以上のことから、富岡町は、少なくとも今後5年間（福島第一原子力発電所の事故から6年間）は、全住民の帰還は困難かつ不可能であると判断し、「避難指示」の解除を行わないことを決定し、「帰還できないこと」を宣言する。

平成24年9月26日、富岡町。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

6番、渡辺光夫君。

○6番（渡辺光夫君） 大変この文章等、説明のときからもう直すということ自体がちょっとここに出してくる以前のものだと思うのです。ですから、そういったことも含めて、ちょっとここに出してくる以前のものを管理していくいただければいいのかなというふうに思いますので、お願いします。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 大変申しわけありませんでした。これにつきましては、ある程度府内でも調整をしたつもりではございますが、3番目の雇用の確保ということと、それから現在、今復興計画の中でいろいろと議論させていただきました3.11の線量にするということを今回加えさせていただきまして、午後からの提案につきましては、新たなこれを加入させていただいたものをお渡ししたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。済みませんでした。

○議長（宮本皓一君） 6番。

○6番（渡辺光夫君） 了解しました。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、（2）、福島第一原子力発電所事故に伴う富岡町の帰還に関する宣言についての件を終了いたします。

それでは、ここで執行部の皆さんは退席していただきます。

なお、1階和室を準備しておりますので、お休みいただきたいと思います。

暫時休議をいたします。

休 議 （午前11時16分）

再 開 （午前11時18分）

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

次に、（3）、富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長より説明させます。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） お疲れ様でございます。

富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例の案でございます。過日の定例会におきまして、富岡町課設置条例の一部を改正する条例が制定され、10月1日を施行日としてスタートすることになっております。その課の設置の内容でございますが、新たに生活支援課が設けられまして、課の分掌事務としましては仮設住宅、借り上げ住宅に関する事務ということになってございます。

よって、我が議会委員会条例の一部を改正する必要が生じましたので、今回急施の事件といたしまして、臨時議会のほうに提案させていただくという内容でございます。

なお、委員会条例の第2条の中で、所管に関する事務というものがございます。その中に、今回新たな生活支援課を産業厚生常任委員会のほうで所管させていただ

きたい旨の内容でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 事務局長の説明が終わりましたので、ご意見を承ります。ありませんか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） あれ仮設とかそういったもろもろだと、従来置きかえると総務課の管財係なのですね、所管的には。私が思うのには。

それと、もう一つ、前回の9月の定例議会の前、全協とかで富岡町のインフラ整備に伴うもろもろの職員の配置関係、私質問したのだけれども、4月以降にもしかして課に属するようなことがあったときに、課の数が平均とれなくなるのかなというふうに思われる所以、そうすると産業厚生常任委員会のほうに4月以降つくるであろうとしているやつは属するようになるの。産業さんのはうが大変になるのかなと思うのと、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（宮本皓一君） 局長。

○事務局長（角 政實君） 申しわけございません。今回の事件としまして急なことでございましたので、内容的に分掌事務から見ますと、私ども今回の事故災害の状況から見まして、先ほど申し上げましたように、仮設住宅、借り上げ住宅に関する事務をとる課ということでございますので、災害も絡めまして産業厚生常任委員会のほうで見ていただければというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） なお、つけ加えますが、町長は今回課設置条例については、当初4月からのものでなくて途中からなので、今回生活支援課を新しく設けて、その1つだけをするというのですが、来春当初には大きな動きがあろうかと思いますので、その時点で、またこの条例については見直していきたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○10番（高橋 実君） 了解。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局からの提案どおり決します。

次に、付議事件2、その他の件を議題といたします。

事務局からありますか。

○事務局長（角 政實君） なしです。

○議長（宮本皓一君） 皆さんからありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、付議事件2、その他の件を終わります。

それでは、以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午前11時23分)